

T F C 鳩ヶ谷ケアサービスの概要

1. 事業所の名称及び所在地

名称 T F C 鳩ヶ谷ケアサービス
所在地 〒334-0005 川口市里 1827-5-101
電話番号 048-229-6526
事業者番号 1170208852
サービス種別 訪問介護・第1号訪問事業

2 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日（サービス提供は休業日なし）
営業時間 午前9時00分～午後6時00分まで
サービス提供時間 午前8時00分～午後8時00分まで
連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

3 通常の事業の実施地域

川口市（鳩ヶ谷東部圏域、鳩ヶ谷西部圏域）
※上記地域以外の方でもご相談に応じます。

4 従業員の職種、員数及び職務内容

管理者 1人（常勤・サービス提供責任者を兼務）

管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

・サービス提供責任者 1人以上（うち1人管理者兼務）

サービス提供者は、訪問介護・第1号訪問事業の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画・訪問型サービス計画の作成等を行う。

・訪問介護員 常勤換算 2.5人以上

訪問介護員等は、訪問介護・第1号訪問事業のサービス提供にあたる。

・事務職員 0人

5 第三者評価の有無 無し

6 利用料について

訪問介護、第1号訪問事業のサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣および川口市長が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載の負担率による額とします。

7 通常の事業の実施地域を越える場合の交通費について

交通費の請求はありません。

8 秘密保持

利用者及びその家族の個人情報、あらかじめ文書にて同意を得ない限り、サービス担当者会議等において用いません。

9 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者（地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

10 サービス内容に関する相談・苦情窓口について

事業所 苦情・相談窓口（担当：管理者及びサービス提供責任者）

電話番号 048-229-6526

受付時間 月曜日～金曜日（午前9時00分～午後6時00分）

その他の苦情・相談窓口

川口市 介護保険課 048-259-7293

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

電話 048-824-2568

受付時間 午前8時30分～午後5時00分（土日祝日を除く）

